

四日市看護医療大学大学院学則（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 四日市看護医療大学大学院（以下「本大学院」という。）は、看護医療分野に関する学術の理論及び応用を教授研究し、深い学識及び卓越した能力を培い、看護学及び医療科学の発展と地域社会における人々の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

（自己点検・評価）

第2条 本大学院における自己点検・評価については、四日市看護医療大学学則（以下「本学学則」という。）第2条の規定を準用する。

（情報の公開）

第3条 本大学院における情報の公開については、本学学則第3条の規定を準用する。

第2章 課程、研究科、専攻、入学定員及び収容定員

（課程）

第4条 本大学院に修士課程を置く。

（研究科、専攻及び定員）

第5条 本大学院に研究科及び専攻を置き、入学定員及び収容定員を次のとおりとする。

課程	研究科	専攻	入学定員	収容定員
修士課程	看護学研究科	看護学専攻	10名	20名

（研究科の目的）

第6条 研究科は、生命の尊厳と深い人間理解に基づいた看護実践能力を培い、看護医療分野でリーダーシップを担う高度専門職業人並びに高度な専門知識を備えた教育・研究者を養成することを目的とする。

（専門看護師（CNS）コース）

第7条 本大学院看護学研究科看護学専攻に専門看護師（CNS）コースを置く。
2 前項に関する必要な事項は、別に定める。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第8条 本大学院の学年、学期及び休業日は、本学学則第5条から第7条の規定を準用する。

(修業年限)

第9条 本大学院の修士課程の標準修業年限は、2年とする。

(在学期間)

第10条 本大学院の修士課程の学生は、4年を超えて在学することができない。ただし、第11条に規定する長期履修を選択した学生（以下「長期履修学生」という。）は、5年を越えて在学することはできない。

2 前項の規定に関わらず、第17条の規定により入学した学生は、修業すべき年数に2年を加えた年数を超えて在学することはできない。

3 前2項に規定する在学期間には、休学期間は算入しない。

(長期履修学生)

第11条 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

第4章 入学

(入学の時期)

第12条 本大学院の入学の時期は、本学学則第10条の規定を準用する。

(入学資格)

第13条 本大学院に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを

文部科学大臣が定める日以降に修了した者

(6) 学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 6 号の規定により文部科学大臣が指定した者

(7) 前各号に定める者の他、本大学院における個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者で、当該年度末までに 22 歳に達した者

(入学の出願)

第 14 条 本大学院への入学を志願する者は、本大学院指定の期日までに、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて、学長に願い出なければならぬ。

(入学者の選考)

第 15 条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考の上、研究科委員会の議を経て、学長が合格者を決定する。

(入学手続及び入学許可)

第 16 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、本大学院所定の書類を提出するとともに、所定の入学金、学納金等を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(編入学、再入学及び転入学)

第 17 条 本大学院への編入学、再入学及び転入学については、本学学則第 15 条から第 17 条の規定を準用する。

第 5 章 教育課程及び授業科目

(教育の方法、授業科目)

第 18 条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文等の作成に関する指導（以下「研究指導」という。）により行うものとする。

2 前項の授業科目の種類及び単位数等は、別表 1 のとおりとする。

(研究指導)

第 19 条 本大学院においては、入学時に学生ごとに担当教員を定める。

2 学生は、履修する授業科目の選択及び研究にあたり、担当教員の指導を受けなければならない。

(単位)

第20条 授業科目、単位数及び修了に必要な単位数は、別表1のとおりとする。

2 第23条に定める学生の履修方法及び修了に必要な単位数については、別に定める。

(単位の計算方法)

第21条 各授業科目の単位数は、1単位の授業時間を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定に関わらず、特別研究、課題研究等の学修の成果に基づいて単位を授与することが適切と認められる授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

(単位の認定)

第22条 各授業科目を履修し試験又は論文審査に合格した者には、学長は、認定の上、単位を与える。

2 各授業科目について、所定の出席時間数に達した学生に限り、その授業科目を履修したものとみなす。

(履修の方法及び履修科目の登録の上限)

第23条 本大学院において開設する授業科目は、これを必修科目及び選択科目とし、その修業年限の期間に分けて履修させるものとする。ただし、長期履修学生を除く。

2 修了の要件として学生が履修すべき単位数について、1年間及び課程ごとにその修業年限の期間に履修科目として登録することができる単位数の上限を定める。ただし、長期履修学生の場合は、履修科目として登録することができる単位数の上限は、1年間及びその学生の在学期間について定める。

3 授業科目の履修方法及び履修科目の上限は、別に定める。

(1年間の授業期間、単位の授与及び成績の評価)

第 24 条 本大学院における 1 年間の授業期間、単位の授与及び成績の評価については、本学学則第 21 条から第 23 条の規定を準用する。

(他の大学院等における授業科目の履修等)

第 25 条 教育研究上有益と認めるときは、学生が本大学院の定めるところにより他の大学院又は研究科（外国の大学院又はそれに準じる高等教育機関を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、10 単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学の大学院に留学する場合に準用する。

3 本大学院が教育研究上有益かつ必要と認めるときは、学生が行う他の大学院又は研究科（外国の大学院又はそれに準じる高等教育機関を含む。）における学修について準用する。

4 前 3 項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、合わせて 10 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 26 条 本大学院が教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に他の大学院又は研究科（外国の大学院又はそれに準じる高等教育機関を含む。）において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本大学院が教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に行った前条第 3 項に規定する学修を、本大学院における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

3 前 2 項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、前条第 1 項から第 3 項までの規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 10 単位を超えないものとする。

(教育方法の特例)

第 27 条 本大学院において教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において、授業又は研究指導等により教育を行うことができる。

(学部開設科目の履修)

第 28 条 本大学院が必要と認めるときは、修士課程の学生に本学学部の専門教育科目を履修させることができる。ただし、当該科目の修得単位は修士課程の所要修得単位としない。

(他大学院・研究科等における研究指導)

第 29 条 本大学院が教育研究上有益かつ必要と認めるときは、他の大学院又は研究科（外国の大学院又はそれに準じる高等教育機関を含む。）において学生が必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は 1 年を超えないものとする。

第 6 章 休学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第 30 条 疾病その他のやむを得ない理由により 2 か月以上修学することができない者は、医師の診断書又は詳細な事由書を添えて学長に願い出て、許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、研究科委員会の議を経て、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第 31 条 休学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、改めて許可を得て、更に 1 年以内に限り休学することができる。

2 休学期間は、通算して 2 年を超えることができない。

3 休学期間は、第 10 条の在学期間に算入しない。

(復学)

第 32 条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第 33 条 他の大学院への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第 34 条 外国の大学院で授業科目を履修しようとする者は、学長に願い出て、許可を得て留学することができる。

2 第 25 条の規定は、外国の大学院又は研究科（それに準じる高等教育機関を

含む。)へ留学する場合に準用する。

(退学)

第 35 条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第 36 条 次の各号の一に該当する者は、研究科委員会の議を経て、学長が除籍することができる。

- (1) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第 10 条に定める在学期間を超えた者
- (3) 第 11 条に定める履修計画を達成できない者
- (4) 第 31 条に定める休学期間を超えてなお復学できない者
- (5) 第 32 条に定める復学手続きのない者
- (6) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

(休学、復学、転学、留学、退学、除籍に関する手続き)

第 37 条 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍の手続きに関して、必要な事項については、別に定める。

第 7 章 課程の修了及び学位

(修士課程修了の審査)

第 38 条 学生が本大学院の修士課程修了の認定を受けるためには、修士課程に 2 年以上(再入学又は転入学により入学した場合は別に定める年数。)在学し、所定の科目について 30 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受け修士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。

- 2 前項に規定する修士論文の審査は、修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもってこれに代えることができる。

(課程修了の認定)

第 39 条 課程修了の認定は、論文の審査結果及び最終試験の成績により研究科委員会が決定した合否の報告を受けて、学長がこれを行う。

(修了証書の授与)

第 40 条 学長は、前条に規定する課程修了の認定を得た者に対し修了証書を授与する。

(学位の授与)

第41条 修士課程を修了した者には、次の区分に従い、修士の学位を授与する。

研究科	専攻	学位
看護学研究科	看護学専攻	修士（看護学）

第8章 賞罰

(表彰)

第42条 学長は、学生として表彰に価する行為があった者は、これを表彰することができる。

2 前項に関する必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第43条 学長は、本大学院の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者に対して、研究科委員会の議を経て、懲戒することができる。

2 前項の懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でないとして認められる者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- (5) その他本大学院に在学させることが不相当と認められる者

第9章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、外国人留学生及び委託生
(研究生)

第44条 本大学院において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本大学院の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究科委員会の議を経て、学長は研究生として入学を許可することができる。

(科目等履修生)

第45条 本大学院において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本大学院の教育に支障のない場合に限り、選考の上、研究科委員会の議を経て、学長は科目等履修生として入学を許可することができる。

2 学長は、科目等履修生に対して、単位を与えることができる。

(特別聴講学生)

第 46 条 他の大学院（外国の大学院等を含む。）の学生で、本大学院において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学院との協議に基づき、研究科委員会の議を経て、学長は特別聴講学生として入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第 47 条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、本大学院の教育に支障のない場合に限り、選考の上、研究科委員会の議を経て、学長は外国人留学生として入学を許可することができる。

2 学長は、外国人留学生に対して、単位を与えることができる。

(委託生)

第 48 条 官庁、公共団体、企業等から、その所属職員について 1 学期以上を在学期間とし、学修科目又は研究事項を指定して、学生委託の願い出があるときは、選考の上、研究科委員会の議を経て、学長は委託生として入学を許可することができる。

(研究生等に関する規則)

第 49 条 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、外国人留学生及び委託生に関する必要な事項は、別に定める。

第 10 章 検定料、入学金、授業料等

(検定料、入学金及び授業料等の額)

第 50 条 検定料、入学金、授業料等は別表 2、別表 3、別表 4 のとおりとする。

(授業料等の納付)

第 51 条 授業料等は年額の 2 分の 1 ずつを次の 2 期に分けて納付しなければならない。

区 分	納付期限
1 期 (4 月 1 日から 9 月 15 日まで)	4 月末日 (ただし、入学にあつてはその手続期間)
2 期 (9 月 16 日から翌年 3 月 31 日まで)	10 月末日

(学年中途の復学及び入学者の授業料等)

第 52 条 1 期又は 2 期の期間中において、復学又は入学した者は、復学又は入学した月日の属する当該期の授業料等を納付しなければならない。

(学年中途の修了見込者授業料等)

第 53 条 学年の途中で修了する見込みの者は、修了する見込みの月日が属する当該期の授業料等を納付するものとする。

(退学、除籍及び停学者の授業料等)

第 54 条 1 期又は 2 期の途中で退学し、又は除籍された者は、当該期の授業料等を納付するものとする。

2 停学者は、停学期間中の授業料等を納付しなければならない。

(休学者の授業料等)

第 55 条 1 期又は 2 期の全期間を休学した者は、当該期の授業料等を免除する。

(既納料の返還)

第 56 条 納付した検定料、入学金、授業料等はいかなる事情があっても返還しない。ただし、入学辞退者は、指定期日までに申し出により既納の納付金のうち授業料等のみ返還する。

第 11 章 公開講座

(公開講座)

第 57 条 本大学院における公開講座については、本学学則第 52 条の規定を準用する。

第 12 章 教員組織及び事務組織

(教員組織)

第 58 条 本大学院に研究科長を置く。

- 2 本大学院に教育研究上必要な教員を置く。
- 3 本大学院に客員教授及び特任教授を置くことができる。
- 4 前項に関して必要な事項は、別に定める。

(事務組織)

第 59 条 本大学院に大学院の事務を処理するための事務組織を置く。

2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

(研究科委員会)

第 60 条 本大学院に研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に関して必要な事項は、別に定める。

第 13 章 図書館等

(図書館等)

第 61 条 本大学院は、本学の研究施設及び設備を利用できるものとし、図書館、情報処理施設及び保健施設等の使用等については、本学学則の規定を準用する。

第 14 章 その他

(研究生等の学則の準用)

第 62 条 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び委託生に対しては、別に定めるものの他、この学則中、学生に関する規定を準用する。

(その他)

第 63 条 この学則を実施するために必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条から第 16 条までの規定は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。

別表 1

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		
			必修	選択	自由
共通科目	看護理論	1前	2		
	看護研究特論	1前	2		
	看護教育学特論	1前		2	
	コンサルテーション論	1後		2	
	看護管理学特論	1後		2	
	看護政策論	1後		1	
	看護倫理	1前	2		
	地域政策論	1前		1	
	在宅看護学特論	1後		2	
	リスクマネジメント特論	1後		1	
	人間関係特論	1前		2	
	国際看護学特論	1後		1	
	産業看護学序論	1前		2	
	小計 (13科目)		-	6	16
専門科目	産業看護学特論 I (産業看護概論)	1前		2	
	産業看護学特論 II (労働経済序論)	1後		2	
	産業看護学演習 I (産業保健基礎科学)	1前		2	
	産業看護学演習 II (産業看護技術論)	1後		2	
	産業精神看護学特論 I (産業・精神保健)	1前		2	
	産業精神看護学特論 II (援助論)	1後		2	
	産業精神看護学演習 I (アセスメント)	1前		2	
	産業精神看護学演習 II (看護介入)	1後		2	
小計 (8科目)		-	0	16	0

科目 区分	授業科目の名称	配 当 年 次	単位数		
			必 修	選 択	自 由
専 門 科 目	母子支援看護学特論Ⅰ（子どもと家族の発達理論）	1前		2	
	母子支援看護学特論Ⅱ（ヘルスアセスメント・支援論）	1前		2	
	母子支援看護学特論Ⅲ（養育不全と家族支援論）	1後		2	
	母子支援看護学特論Ⅳ（母子保健・福祉）	1後		2	
	母子支援看護学演習Ⅰ（支援技術論）	1前		2	
	母子支援看護学演習Ⅱ（研究方法）	1後		2	
	母子支援看護学実習	2前		6	
	急性看護学特論Ⅰ（危機理論）	1前		2	
	急性看護学特論Ⅱ（フィジカルアセスメント）	1前		2	
	急性看護学特論Ⅲ（代謝病態生理と治療管理）	1後		2	
	急性看護学特論Ⅳ（援助関係論・家族援助論）	1後		2	
	急性看護学演習Ⅰ（看護援助論・倫理的調整）	1前		2	
	急性看護学演習Ⅱ（安楽・緩和ケア援助論）	1後		2	
	急性看護学実習	2前		6	
	慢性看護学特論Ⅰ（総合的理解）	1前		2	
	慢性看護学特論Ⅱ（心理・行動的理解）	1前		2	
	慢性看護学特論Ⅲ（体制や制度）	1後		2	
	慢性看護学特論Ⅳ（環境調整整備）	1後		2	
	慢性看護学演習Ⅰ（慢性病人のアセスメント）	1前		2	
	慢性看護学演習Ⅱ（支援技術）	1後		2	
	慢性看護学実習	2前		6	
	老年看護学特論Ⅰ（老年看護学の専門性）	1前		2	
	老年看護学特論Ⅱ（老年看護学の実践）	1後		2	
	老年看護学演習Ⅰ（高齢者への看護介入）	1前		2	
	老年看護学演習Ⅱ（老年看護学の研究法）	1後		2	
	小計（25科目）	-	0	62	0
基 礎 看 護 学 領 域	基礎看護学特論Ⅰ（看護実践学の特質・看護の本質・対象）	1前		2	
	基礎看護学特論Ⅱ（看護の諸活動と専門性、看護技術教育）	1後		2	
	基礎看護学演習Ⅰ（看護の特質に関する文献検討）	1前		2	
	基礎看護学演習Ⅱ（看護の諸活動・看護技術教育に関する文献検討）	1後		2	
	小計（4科目）	-	0	8	0
	課題研究	2通		2	
	特別研究	2通		6	
	小計（2科目）	-	0	8	0
	合計（52科目）	-	6	110	0

別表 2

検定料、入学金、授業料等は、以下のとおりとする。

(単位：円)

区 分	検定料	入学金	授業料等	
			授業料	教育充実費
入 学	35,000	200,000	750,000	150,000
再入学	32,000	200,000	750,000	150,000
編入学	32,000	200,000	750,000	150,000
研究生	20,000	50,000	250,000	—
科目等履修生	20,000	20,000	※1 単位 30,000	—
特別聴講生	別に定める			

※ 授業料等の改定を行う場合は、全学年を対象とする。

別表 3

学内進学者の検定料、入学金は、以下のとおりとする。

(単位：円)

区 分	検定料	入学金
学内進学者	25,000	100,000

別表 4

長期履修制度の適用を受ける学生の授業料等については、以下のとおりとする。
ただし、認められた年数を超えて在学する場合の納付金額は、一般学生と同額とする。

(単位：円)

区 分	授業料等	
	授業料	教育充実費
1年目	500,000	100,000
2年目	500,000	100,000
3年目	500,000	100,000

※ 授業料等の改定を行う場合は、全学年を対象とする。

四日市看護医療大学大学院看護学研究科委員会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、四日市看護医療大学大学院学則第60条の規定に基づき、四日市看護医療大学大学院看護学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

（所掌事項）

第2条 研究科委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 教育課程及び研究指導に関する事項
- (2) 入学、退学、休学、復学、転学、留学、除籍、賞罰等学生の身上に関する事項
- (3) 学生の試験及び修了に関する事項
- (4) 学生の学位に関する事項
- (5) その他、研究科の運営に関する重要事項

（組織）

第3条 研究科委員会は、研究科専任の教員をもって組織する。

（会議の開催）

第4条 研究科委員会は、原則として毎月1回開催する。ただし、議長が必要と認める場合には、臨時に会議を開催することができる。

（議長）

第5条 議長は、研究科長とする。

- 2 議長に事故あるときは、あらかじめ議長の指名した者がその職務を代行する。

（会議の成立）

第6条 研究科委員会は、構成員の3分の2以上の出席により成立し、議事は、その出席者の過半数の同意により採択される。可否同数の場合は議長がこれを決する。

（構成員以外の出席）

第7条 議長は必要に応じて、構成員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 研究科委員会の庶務は、教学課において処理する。

(規程の改正)

第9条 この規程の改正は、研究科委員会構成員の3分の2以上の同意を得て、
大学運営委員会の承認を要する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。